



# 鳥取県公報

令和4年3月31日（木）  
号外第27号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画の変更（151）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	一般国道の区域の変更（152）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	県道の区域の変更（153）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	一般国道の供用の開始（154）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	県道の供用の開始（155）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	車両制限令による道路等の指定（156）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 鳥取都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
  - 福部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
  - 八頭中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
  - 気高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
  - 鹿野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
  - 青谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - 鳥取都市計画区域
  - 福部都市計画区域
  - 八頭中央都市計画区域
  - 気高都市計画区域
  - 鹿野都市計画区域
  - 青谷都市計画区域
- 3 縦覧場所
  - 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市幸町71）及び八頭町建設課（八頭郡八頭町郡家493）

## 鳥取県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	東伯郡三朝町大字加谷字坂ノ下81-2地先から同字81-3地先まで	変更前	19.5~27.4	49.0
		変更後	20.6~56.8	49.0
	東伯郡三朝町大字曹源寺字小来ル木谷59-14地先から同字59-1地先まで	変更前	27.0~31.5	24.0
		変更後	28.3~36.4	24.0
181号	日野郡江府町大字佐川字小原23-1地先から同字21-1地先まで	変更前	11.3~31.4	194.0
		変更後	11.3~66.1	194.0
183号	日野郡日南町新屋字ツク谷右平1095-8地先から同地先まで	変更前	10.0~16.9	18.0
		変更後	11.1~23.2	18.0
	日野郡日南町三栄字清浄谷尻1698-4地先から同町三	変更前	7.9~8.7	99.0

	栄字御明谷尻上新田1615-1地先まで	変更後	8.2~14.7	99.0
482号	八頭郡若桜町大字春米字田ノウヘ632-3地先から同字632-6地先まで	変更前	9.6~9.9	39.0
		変更後	9.6~14.7	39.0
	八頭郡若桜町大字淵見字野尻13-1地先から同大字字深山ノ上675-4地先まで	変更前	11.4~21.1	49.0
		変更後	11.4~29.5	49.0
	鳥取市佐治町余戸字ヲトヲケ1186地先から同字846-3地先まで	変更前	6.8~23.4	223.0
		変更後	13.6~33.6	223.0

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	変更前	西伯郡伯耆町吉定字下大割599-1地先から米子市八幡字東六反田948地先まで	7.7~45.5	5,072.0
		西伯郡伯耆町吉定字茶屋ノ向790地先から米子市八幡字東六反田678-7地先まで	11.5~153.3	4,656.0
	変更後	西伯郡伯耆町吉定字下大割599-1地先から米子市八幡字東六反田948地先まで	11.5~153.3	5,183.0

鳥取県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字新見字傳重868-1地先から同大字字小原425地先まで	変更前	9.6~17.2	168.0
		変更後	10.6~18.2	172.0
	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ1075-1地先から同大字字キレト39-3地先まで	変更前	5.5~24.6	556.0
		変更後	8.6~24.6	480.0
智頭勝田線	八頭郡智頭町大字西谷字黒ノ田432-2地先から同大字字上ミ梨子木950-1地先まで	変更前	5.4~22.6	187.0
		変更後	8.9~27.1	189.0
横田多里線	日野郡日南町萩原字榎ヶ原1118-1地先から同町萩原字榎原河原田1112-5地先まで	変更前	6.9~7.0	9.0
		変更後	7.0~12.2	9.0
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字大瀬字齊ノ谷1241-1地先から倉吉市大原字盗人谷1096-1地先まで	変更前	8.6~44.1	510.0
		変更後	15.0~44.3	510.0
倉吉由良線	東伯郡北栄町西園字大法364-1地先から同町西園字温湯142-1地先まで	変更前	18.7~41.5	45.0
		変更後	18.7~43.9	45.0
	倉吉市上神字矢城沢1-1地先から同市上神字丁田1516地先まで	変更前	8.8~31.5	69.0
		変更後	10.4~31.5	69.0
赤碕大山線	西伯郡大山町前字川床634-1地先から同字619-4地先まで	変更前	20.6~42.1	71.0
		変更後	20.6~47.7	71.0

三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字冥賀谷36-1地先から同大字字二軒小屋1-1地先まで	変更前	3.9~12.1	32.0
		変更後	6.2~17.0	32.0
岩美八東線	八頭郡八頭町姫路字川下モ-714-23地先から同地先まで	変更前	8.5~11.0	15.0
		変更後	8.5~12.3	15.0
	八頭郡八頭町姫路字川下モ-714-27地先から同地先まで	変更前	23.0~24.8	27.0
		変更後	23.0~26.6	27.0
	八頭郡八頭町明辺字北谷614-11地先から同地先まで	変更前	5.7~28.5	51.0
		変更後	6.0~34.1	51.0
八頭郡八頭町落岩字三山口718-1地先から同字716-26地先まで	変更前	4.2~27.5	253.0	
	変更後	8.0~36.9	253.0	
鳥取河原線	鳥取市倭文字石橋248-4地先から同市倭文字上ノ田256-5地先まで	変更前	7.0~10.7	72.0
		変更後	12.6~18.8	72.0
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山97地先から同字98地先まで	変更前	7.8~13.7	291.0
		変更後	9.7~26.1	291.0
	西伯郡大山町大山字大山98地先から同字100地先まで	変更前	7.6~18.8	329.0
		変更後	13.7~58.3	329.0
	日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709-65地先から同字709-85地先まで	変更前	8.8~14.9	108.0
		変更後	14.9~16.2	107.0
倉吉市鴨河内字明神平2667-1地先から同地先まで	変更前	5.4~5.7	27.0	
	変更後	8.4~15.6	27.0	
豊房御来屋線	西伯郡大山町小竹字若宮1098-1地先から同字1098-2地先まで	変更前	13.0~14.0	24.0
		変更後	26.0~49.7	24.0
若桜湯村温泉線	八頭郡若桜町大字赤松字外権現1847-1地先から同大字字柳ヶ坪1848-1地先まで	変更前	13.8~27.5	58.0
		変更後	15.1 30.0	58.0
	八頭郡若桜町大字来見野字横住谷1321-27地先から同大字字小茅野1191-3地先まで	変更前	8.8~23.5	58.0
		変更後	9.2~34.4	58.0
岩美停車場河崎線	岩美郡岩美町大字新井字坪井383-4地先から同大字字川原田188-2地先まで	変更前	7.3~14.2	105.0
		変更後	12.3~17.8	105.0
金沢伏野線	鳥取市金沢字前田511-3地先から同市金沢字大堀551-1地先まで	変更前	9.0~25.6	214.0
		変更後	9.0~30.9	214.0
矢矯松原線	鳥取市吉岡温泉町字湯尻140-1地先から同市吉岡温泉町字横井手889-5地先まで	変更前	7.2~20.3	340.0
		変更後	8.2~30.0	340.0
長和田羽合線	東伯郡湯梨浜町大字長江字西沢630-1地先から同大字字五ノ坪369-4地先まで	変更前	7.1~10.1	684.0
		変更後	7.6~15.3	684.0
岩屋谷米子線	米子市上安雲字東西ヶ崎88-1地先から同市上安雲字寺ノ前330-1地先まで	変更前	10.8~17.7	488.0
		変更後	10.8~21.3	499.0
俵原青谷線	鳥取市青谷町善田字狐殺416-2地先から同市青谷町善田字東山415-2地先まで	変更前	9.0~9.6	8.0
		変更後	10.5~11.1	8.0
米子環状線	米子市和田町字堂前1845地先から同市和田町字西三保2111-1地先まで	変更前	15.4~77.3	926.0
		変更後	12.4~27.0	926.0
大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字上河原2371-15地先から同町今在家字清水坂1149地先まで	変更前	4.6~28.6	591.0
		変更後	9.3~48.9	591.0
下見関金線	倉吉市森字コクイ峯477-1地先から同地先まで	変更前	5.0~11.8	41.0

	で	変更後	6.5~15.6	41.0
羽合東伯線	東伯郡北栄町西園字温湯124-1地先から同字138-1地先まで	変更前	13.6~16.8	67.0
		変更後	17.5~20.9	67.0
志子部船岡線	八頭郡八頭町志子部字下屋敷208地先から同町志子部字土居ノ下241-5地先まで	変更前	4.0~11.3	228.0
		変更後	4.0~12.0	229.0
若葉台東町線	鳥取市吉方温泉四丁目612-1地先から同市吉方温泉四丁目633地先まで	変更前	18.1~18.5	61.0
		変更後	18.2~24.7	61.0

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名和岸本線	変更前	西伯郡伯耆町大原字背戸原870-1地先から同町吉定字岡本392地先まで	4.8~35.3	4,352.0
	変更後	西伯郡伯耆町大原字背戸原870-1地先から同町吉長字上島ノ一28-12地先まで	9.9~38.8	4,310.0
淀江岸本線	変更前	西伯郡伯耆町大殿字下上島37-2地先から同字38-3地先まで	15.3~19.2	63.0
	変更後	西伯郡伯耆町大殿字下上島37-2地先から同町吉定字茶屋ノ向790地先まで	8.2~39.6	1,849.0
大山口停車場 大山線	変更前	西伯郡大山町平木字神田584地先から同町平木字八反田337地先まで	12.0~26.4	153.0
	変更後	西伯郡大山町平木字神田584地先から同町平木字八反田337地先まで	12.0~26.4	153.0
	変更後	西伯郡大山町平木字八反田656地先から同町平字斉仏762-1地先まで	6.9~53.6	1,587.0
福頼市山伯耆 大山停車場線	変更前	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から米子市諏訪字上門畑194-1地先まで	9.0~69.8	2,164.0
	変更後	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から米子市諏訪字上門畑194-1地先まで	7.7~44.8	2,879.0
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から同町大殿字樋口1091-1地先まで	11.3~37.4	1,239.0
	変更後	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から同町大殿字中上島51-2地先まで	7.7~69.8	4,510.0
淀江琴浦線	変更前	西伯郡大山町長田字細田 1312-2地先から同字 1315-1地先まで	9.4~28.5	35.0
	変更後	西伯郡大山町長田字細田 1312-2地先から同町平字前田 897地先まで	9.4~43.2	1,191.0

鳥取県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	東伯郡三朝町大字加谷字坂ノ下81-2地先から同字81-3地先まで	令和4年3月31日
	東伯郡三朝町大字曹源寺字小来ル木谷59-14地先から同字59-1地先まで	〃
181号	西伯郡伯耆町吉定字下大割599-1地先から米子市八幡字東六反田948地先まで	〃
	日野郡江府町大字佐川字小原23-1地先から同字21-1地先まで	〃
183号	日野郡日南町新屋字ツク谷右平1095-8地先から同地先まで	〃
	日野郡日南町三栄字清浄谷尻1698-4地先から同町三栄字御明谷尻上新田1615-1地先まで	〃
482号	八頭郡若桜町大字春米字田ノウヘ632-3地先から同字632-6地先まで	〃
	八頭郡若桜町大字淵見字野尻13-1地先から同大字字深山ノ上675-4地先まで	〃
	鳥取市佐治町余戸字ヲトヲケ1186地先から同字846-3地先まで	〃

鳥取県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字新見字傳重868-1地先から同大字字小原425地先まで	令和4年3月31日
	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上ヘ1075-1地先から同大字字キレト39-3地先まで	〃
智頭勝田線	八頭郡智頭町大字西谷字黒ノ田432-2地先から同大字字上ミ梨子木950-1地先まで	〃
横田多里線	日野郡日南町萩原字榎ヶ原1118-1地先から同町萩原字榎原河原田1112-5地先まで	〃
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字大瀬字齊ノ谷1241-1地先から倉吉市大原字盗人谷1096-1地先まで	〃
倉吉由良線	東伯郡北栄町西園字大法364-1地先から同町西園字温湯142-1地先まで	〃
	倉吉市上神字矢城沢1-1地先から同市上神字丁田1516地先まで	〃
赤碕大山線	西伯郡大山町前字川床634-1地先から同字619-4地先まで	〃
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字冥賀谷36-1地先から同大字字二軒小屋1-1地先まで	〃

名和岸本線	西伯郡伯耆町大原字背戸原870-1地先から同町吉長字上島ノ-28-12地先まで	〃
岩美八東線	八頭郡八頭町姫路字川下モ-714-23地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町姫路字川下モ-714-27地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町明辺字北谷614-11地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町落岩字三山口718-1地先から同字717-26地先まで	〃
鳥取河原線	鳥取市倭文字石橋248-4地先から同市倭文字上ノ田256-5地先まで	〃
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709-65地先から同字709-85地先まで	〃
	倉吉市鴨河内字明神平2667-1地先から同地先まで	〃
淀江岸本線	西伯郡伯耆町大殿字下上島37-2地先から同町吉定字茶屋ノ向790地先まで	〃
豊房御来屋線	西伯郡大山町小竹字若宮1098-1地先から同字1098-2地先まで	〃
若桜湯村温泉線	八頭郡若桜町大字赤松字外権現1847-1地先から同大字字柳ヶ坪1848-1地先まで	〃
	八頭郡若桜町大字来見野字横住谷1321-27地先から同大字字小茅野1191-3地先まで	〃
福頼市山伯耆大山停車場線	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から米子市諏訪字上門畑194-1地先まで	〃
岩美停車場河崎	岩美郡岩美町大字新井字坪井383-4地先から同大字字川原田188-2地先まで	〃
金沢伏野線	鳥取市金沢字前田511-3地先から同市金沢字大堀551-1地先まで	〃
矢矯松原線	鳥取市吉岡温泉町字湯尻140-1地先から同市吉岡温泉町字横井手889-5地先まで	〃
長和田羽合線	東伯郡湯梨浜町大字長江字西沢630-1地先から同大字字五ノ坪369-4地先まで	〃
岩屋谷米子線	米子市上安雲字東西ヶ崎88-1地先から同市上安雲字寺ノ前330-1地先まで	〃
俵原青谷線	鳥取市青谷町山根字坂口137-1地先から同市青谷町山根字山ノ鼻131-12地先まで	〃
	鳥取市青谷町山根字代官田43-17地先から同字55-1地先まで	〃
	鳥取市青谷町善田字狐殺416-2地先から同市青谷町善田字東山415-2地先まで	〃
米子環状線	米子市和田町字堂前1845地先から同市和田町字西三保2111-1地先まで	〃
下見関金線	倉吉市森字コクイ峯477-1地先から同地先まで	〃
米子岸本線	西伯郡伯耆町坂長字米子道端ノ中2407-1地先から同町大殿字中上島51-2地先まで	〃
羽合東伯線	東伯郡北栄町西園字温湯124-1地先から同字138-1地先ま	〃

	で	
志子部船岡線	八頭郡八頭町志子部字下屋敷208地先から同町志子部字土居ノ下241-5地先まで	〃
若葉台東町線	鳥取市吉方温泉四丁目612-1地先から同市吉方温泉四丁目633地先まで	〃
淀江琴浦線	西伯郡大山町長田字細田1312-2地先から同町平字前田897地先まで	〃

鳥取県告示第156号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	卯垣正蓮寺線	鳥取市桜谷字平田252-4地先から同市正蓮寺字大政274地先まで	令和4年4月1日
		鳥取市桜谷字平田252-4地先から同字247地先まで	〃
	米子丸山線	米子市熊党字西南331-2地先から同市蚊屋字紅梅385-6地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。